

様式2（第4関係）

パブリック・コメント制度に基づく意見等募集に係る実施結果票

パブリック・コメントの実施状況	
案 件 名	島田市子ども読書活動推進計画（第四次）（案）
案件概要	子供たちが自主的に読書活動を行い、読書を楽しむ習慣が身につくよう、「読書環境の整備」「読書機会の提供」「読書人口の拡大」を目指すための取り組みを世代別に計画した。 また、各章では「家庭」、「地域」、「幼稚園・保育園等及び学校」、「市立図書館」における子供を取り巻く読書環境の現状と課題を受け、施策を定めた。
募集期間	1月13日(木)～2月11日(金・祝)
担 当 課	教育部 図書館課

パブリック・コメントの結果	
提出状況	1 意見提出者数 2人 2 提出された意見数 11件
反映状況	1 反映した意見 7件 2 既に盛り込み済みの意見 2件 3 今後の検討課題とする意見 件 4 反映できない意見 件 5 その他 2件

No.	項目	市の考え方	反映結果
	意見の内容		
1	全般	下記のとおり、用語集に追加します。 公民館の他、地域ごとに設置された「農村環境改善センター」、「ふれあいセンター」を含みます（ただし、初倉公民館においては、「初倉児童センター」に図書資料を配置しています。）	反映した意見
	目次 第3章4（2）公民館等の「等」とはどこまでの施設を示すのか、用語集へ規定したらどうか。		

2	<p>全般</p> <p>第3次計画の期間中、島田市の公立図書館、学校図書館の運営の根幹にかかわる大きな出来事が二つありました。一つは国の方針で全国の自治体の非正規職員（臨時、嘱託）を会計年度任用職員に移行する方針が出された際、島田市が、非正規職員がそれまで担っていた業務の大半を民間業者に包括委託しようとしたこと。これには学校図書館の学校司書、公立図書館の非正規職員も含まれます。これにより非正規職員の身分は市から民間に移行し、その業務の実際の運営主体は民間に移ります。この市の拙速としか言いようのない方針は議会において全議員の反対により撤回されました。もう一つは現在進行中の旧金谷庁舎跡地の整備計画に伴い、「みんくる」内の金谷図書館、金谷公民館の運営を指定管理者に移行（民間委託）しようとしたこと。PFI手法で旧金谷庁舎跡地を含む地域の開発をする。そのために民間の参入を容易にする。ただそれのみがこの背景です。様々な経緯を経て、金谷図書館の指定管理者制度への移行は撤回され、金谷公民館は指定管理者により運営されることになりました。この二つの事例は、この子ども読書活動推進計画の根底を揺るがすものと考えます。第1次より始まりこの第4まで継続し積み上げてきた議論、施策は当然の、暗黙の理解として公立図書館、学校図書館の運営が教育委員会の直営においてなされる、これが前提であったはずです。子どものみならず、市民全ての読書の推進、その環境整備が市の、教育委員会の責務であるならば、それを支える人的な体制の充実、職員の身分保障、処遇の改善もまた市の、教育委員会の責</p>	<p>公立図書館や学校図書館は、市教育委員会が子ども読書活動推進の拠点として直接運営しており、両者が連携して様々なことに取り組んでいます。今後もこれまで通り、直営で運営していきます</p>	<p>その他</p>
---	---	--	------------

	務であるはずで。推進計画に盛り込まれた様々な施策は、教育委員会の主導、責任において遂行する。そのためにも子ども読書活動推進の拠点である公立図書館、学校図書館の運営は教育委員会の責任において、直営で行う。困難でしょうかこんな内容は盛り込めませんか。		
3	<p>第1章 第四次計画の基本的な考え方 第3章 第四次計画における施策</p> <p>今回の推進計画全体の印象を申し上げます、手堅くまとめられたが全体の構成も前回は踏襲し、新鮮さに欠ける。もちろん計画の継続性の必要は認めたいうえで、そこに島田の独自性、新たな視点、切り口からの施策の提案はあっていいはずで。子ども読書活動推進計画の策定も今回で第4次、第1次よりずっと推移を見守ってきたからこそ、委員の皆様のご努力を十分承知したうえで、マンネリ化の印象がぬぐえないことが残念です。</p>	<p>「島田市子ども読書活動推進計画」の構成は、静岡県計画を参考に作成しています。</p> <p>取組内容を長期的に比較検討していくため、章立てや項目を継続していく必要があります。そのため、大きな変更はしていませんが、第三次計画から5年が経過し、時代の変化や新たな課題への対応を念頭に、諸施策を第四次計画には盛り込んでいます。</p>	盛り込み済みの意見
4	<p>第1章 第四次計画の基本的な考え方</p> <p>第1次計画の策定（平成19年）から現在までを振り返り、子供を取り巻く環境の変化について、第1章1に新型コロナの感染、ICT機器の普及、学習指導要領の改訂、幼保一元化、家族形態の多様化などが指摘され、こうした時代や環境の変化を踏まえ、推進計画を策定するとされている。いまだ収束の見えないコロナの感染、めざましいICT機器の普及、急速に進む社会全般のデジタル化、その中でのアナログとしての読書の持つ意味、価値の啓発をどのように図っていくのか、このあたりの言及が少なく思います。</p>	<p>社会的に「活字離れ」が進んでいる今日、子供の読書活動の向上を図る上で、学校での読書指導は、重要な機会です。P.20第3章3（2）「学校における子供の読書活動の推進」の施策に記載されているように、新学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」のために図書を活用した調べ学習や並行読書など授業の中で多様な本に触れる機会を増やしていきます。このような活動の中で読書の持つ意味や価値により気づかせていきたいと考えます。</p>	盛り込み済みの意見
5	<p>第2章 第3次計画の取り組み</p> <p>P6ほか「初倉地域総合センター」は行政組織上存在しない。地域文庫のある児</p>	「初倉公民館」に変更します。	反映した意見

	童センターか初倉公民館のどちらかにした方がよいのではないかな。		
6	<p>第2章 第3次計画の取り組み</p> <p>P8カ P27「子供や障害者」は「障害のある子供」の方が良いのではないかな(P19参照)。</p>	「支援が必要な子供たちや障害者」に変更します。	反映した意見
7	<p>第3章 第四次計画における施策 3 幼稚園・保育園等及び学校における子供の読書活動の推進</p> <p>P19「並行読書」、「味見読書」、「ブックトーク」、「ビブリオバトル」は用語集に規定したらどうか。</p>	<p>下記のとおり、用語集に追加します。</p> <p>「並行読書」 単元の指導のねらいをよりよく実現するために、教科書教材と関連させて、本や文章を読むことを位置付ける指導上の工夫です。例えば、教科書で学んでいる教材と同じ作者の他の作品を読んだり、同じテーマの他の作品を読んだりします。</p> <p>「ビブリオバトル」 参加者が読んでおもしろいと思った本をもって集まり、順番に一人5分間で本を紹介します。それぞれの発表の後に、参加者全員でその発表に関するディスカッションを2～3分行います。最後に「どの本が一番読みたくなったか」を投票で決めるゲームです。</p> <p>「味見読書」 本を全部読むのではなく、始めのところだけなど一部を5分程度読み、たくさん本に触れる活動です。その中で自分の気に入った本を見つけたり、お互いに紹介したりして、本の世界を広げていきます。</p> <p>「ブックトーク」 テーマを決めて、それにあった本を何冊か、集団に向けて紹介する活動です。</p>	反映した意見

8	<p>第3章 第四次計画における施策 3 幼稚園・保育園等及び学校における子供の読書活動の推進</p> <p>P21②ア「発令司書教諭」と「司書教諭」の使い分けはどのようになっているか。</p>	<p>用語集を下記のとおり、修正します。</p> <p>「発令司書教諭」</p> <p>大学の講習を受け単位を取得した司書教諭のうち、市の教育委員会から発令されている者を指します。12学級以上の学校には必ず置かなければならないとされ、該当校に1名配置されています。学校の規模によっては、発令司書教諭以外にも司書教諭の資格を有している教員がいる場合もあります。</p>	反映した意見
9	<p>第3章 第四次計画における施策 3 幼稚園・保育園等及び学校における子供の読書活動の推進</p> <p>第3次計画の期間中、湯日小学校、北中学校が統廃合され、この第4次計画の期間中に北部地区の伊久美、神座、相賀、伊太の各小学校が統廃合されます。また初倉地区の学校再編も取りざたされています。それを踏まえて、学校司書の配置について提案します。「現在の12名による1人2校兼務を、学校数と同じ人員を配置し、1人1校の専属とする。」これは決して無理な提案ではなく、第3次計画において学校司書の半数の3校兼務が課題とされ、施策としてその数校兼務の解消を計画的に配置するとされ、この第4次計画においても、1人2校兼務のすべての学校図書館に常時、学校司書が配置されていない状況を課題としています。ここは踏み込んで、この課題の解消に取り組んではいかがでしょうか。</p> <p>全国の自治体で進む子ども読書活動推進計画の策定と連動して、文部科学省は学校図書館関係の整備のための地方財政措置を柱とする「学校図書館整備等5</p>	<p>前段については、P.22②施策「学校体制づくりや司書教諭・学校司書の配置・促進」ウに、「学校司書の数校兼務が解消されるように計画的に配置します。」と記載しています。</p> <p>後段については、P.23施策「魅力的な図書資料等の計画的な整備・充実」アを、「子供の知的活動を促進し、様々な興味・関心に応えるため、また各教科等における多様な学習活動を展開するために、学校図書館に配置されている新聞を活用するとともに、必要な幅広い分野の資料を計画的に整備し、そのための資料費の確保に努めます。」に変更します。</p>	反映した意見

か年計画」を公表しています。図書の整備、新聞整備、学校司書の配置それぞれについての交付税措置です。交付税措置されるための島田市の学校図書館関係の基準財政需要額（自治体運営のための必要額、ここから収入額を引いた額が交付される）と予算額を示します。

	基準財政 需要額	予算額
図書整備	17.077	10.362
新聞経費	1.670	※698
学校司書の配置	26.072	16.851

単位は千円。基準財政需要額は財政課、予算額のうち図書、新聞費は教育総務課、学校司書は学校教育課よりそれぞれ提供。（添付資料参照）※の新聞経費のみ令和2年度決算額、その他はすべて令和3年度予算額。

交付された地方交付税の用途はそれぞれの自治体の裁量権であるため、あくまで参考資料です。ただこの数値から学校図書館整備の更なる予算化を求め、主張することは可能なはずです。またそうあるべきです。

第3章 第四次計画における施策
3 幼稚園・保育園等及び学校における子供の読書活動の推進

活字文化を支えてきたものとしての書店の地盤沈下が顕著です。実際に書籍、雑誌を手にする機会の減少、それを補うものとして公立図書館、学校図書館の役割、重要性は増すばかりです。この図書館の重要性の増大に反比例するかのよう、近年の図書館資料費の削減があります。地域の子供たち、住民の学ぶ権利、知る権利を保証し、それにこたえるための十分な公立図書館、学校図書館の資料費の確保、という項目があってもいいのでは。

項目は追加しません。
学校図書館については、パブリックコメントNo. 9 後段と同じです。

公立図書館については、P. 26施策「図書館資料等の充実」アを、「子供の読書意欲を高め、調べ学習に取り組む子供の期待に応えることができるよう資料の充実を目指し、そのための資料費の確保に努めます。」に変更します。なお、当市における人口一人当たりの資料費（令和2年度実績）は、県下市立図書館の平均値を上回っています。

反映した意見

10

11	<p>その他</p> <p>この子ども読書活動推進計画だけに限らず、市のパブリックコメント全てに言えることですが、パブリックコメント募集の本来の目的（広く一般より多様な意見を募り、その意見を考慮することにより行政運営の公正、透明性を図り住民の権利利益の保護に役立てる）と現実との乖離が残念です。子ども読書の推進に関わっている多くの方々（学校図書館ボランティア、読み聞かせボランティア、子育て支援ボランティア等）はこのパブリックコメント募集に全くかかわっていません。実際の現場で子どもたちに接し活動されている立場から、貴重なご意見をお持ちなはずなのに反映されない。その理由は周知のための努力不足。これに尽きます。本当に広範な多くの意見を募りたいのであれば、それに関係している団体、個人に行政の方から働きかけ、意見の応募に参加してもらおう。行政への住民参加の推進という点からも、至極当然と考えます。ご一考ください。</p>	<p>当パブリックコメントは、「島田市パブリックコメント制度」に基づき実施しております。</p> <p>読み聞かせボランティアの意見や子育て関連課の実施したアンケート結果は、この計画を策定する時点で既に盛り込まれています。</p> <p>いただいたご意見については、パブリックコメント募集の周知方法等、今後の参考にさせていただきます。</p>	その他
----	---	---	-----